

## 平成28年度 販路開拓支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市内に住所を有するかもしくは主要な事業所を有する中小企業が販路開拓のため国内外の展示会へ出展する場合において支援を行うことにより、八王子市における地域経済の活性化と市内産業の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱に定める中小企業とは、中小企業基本法昭和38年法律第154号第2条に定める中小企業とする。

2 補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金は次の各号のいずれかに該当する中小企業に対して交付するものとする。

- (1) 国内展示会の出展経験が、過去10年以内において、5回以下の中小企業が国内展示会に出展する場合
- (2) 海外展示会の出展経験が、過去10年以内において、5回以下の中小企業が海外展示会に出展する場合
- (3) 新技術及び新製品等の周知を目的として展示会に出展する場合（この場合、出展経験は問わないものとする。）

2 この補助金の対象となる展示会は、当該年度内に実施完了する販路開拓を目的とした国内外の展示会であるものとする。

### (補助額)

第4条 補助額は1回につき15万円を上限として消費税相当額を除く出展小間代の3分の2（千円未満を四捨五入）以内とする。この場合、装飾費、搬入費、消耗品費、電気代等の費用は含まないものとする。

2 前項に規定する補助金は予算の範囲内で交付する。

### (補助金の事前申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業（以下「申請者」という。）は、次条に定める交付申請に先立ち、販路開拓支援補助金事前申込書（第1号様式）を平成28年4月1日

から4月7日の間（以下「事前申込期間」という。）に市長に提出しなければならない。ただし、事前申込期間に予算に達しない場合は、再度事前申込を受け付ける。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、前条に規定する事前申込を行った後、販路開拓支援補助金交付申請書（第2号様式）に出展する展示会の申込書控えの写し、展示会の概要、会社の登記簿謄本、直近の法人市民税及び平成27年度の法人の固定資産税・都市計画税、平成27年度の代表者の市民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書、暴力団でないことの宣誓書を添えて、展示会開催の2週間前までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金の交付申請は1企業につき1回だけとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書等を受理し、その内容を審査し適当と認めた場合には、販路開拓支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助金の交付決定を通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定による交付決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

（出展計画の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者が出展計画等の内容を変更しようとするとき（展示会の中止を含む。）は、販路開拓支援補助金変更申請書（第4号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（出展計画の変更の承認）

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めた場合には、販路開拓支援補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者が展示会への出展を完了したときは、1か月以内に販路開拓支援補助金実績報告書（第6号様式）に小間代を特定することのできる領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容等を審査し、展示会への出展が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額を確定し、販路開拓支援補助金確定通知書(第 7 号様式)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 13 条 補助金の交付確定を受けた申請者は、補助金確定通知書を受領後、販路開拓支援補助金交付請求書(第 8 号様式)を市長に提出する。

2 市長は、請求書を受領後、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

(決定の取消)

第 14 条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げたもののほか、この要綱又は他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(展示会出展アドバイス)

第 16 条 補助金の交付決定を受けた中小企業は、市長が派遣する展示会出展アドバイザーから効果的な展示方法についてのアドバイスを無料で受けることができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。